

新入者安全衛生教育のご案内

労働安全衛生法第59条において、事業者は、労働者を雇い入れたときや労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し従事する業務に関する安全、衛生の教育を行わなければならないと規定されています。

当支部では、事業者に代わり新入者の方が職場において知っておかなければならない「安全衛生の基本」についての教育を下記により実施しますので、関係労働者の方に是非受講していただきたくご案内します。

日 時	平成30年4月24日(火) 9:00~16:40
会 場	サンドーム福井 管理棟小ホール 越前市瓜生町 5-1-1 TEL 0778-21-3106
講習内容	安全衛生の基本
定 員	70名
締 切 日	平成30年4月17日(火) (但し、定員に達した場合は締切ります。)
受 講 料	<p>会 員 5,416円 (受講料4,552円・テキスト代864円、消費税込み) ※当協会の会員には、2,000円の補助をしています。</p> <p>非会員 7,416円 (受講料6,552円・テキスト代864円、消費税込み)</p>
受講手続	<p>(1) 裏面の受講申込書に記入され、受講料を添えてお申込み下さい。</p> <p>(2) FAXによる申込みの場合は、当支部から受講番号を記入した受講票を送信しますので、受信後1週間以内に受講料を指定口座にお振り込みください。 (振込手数料は、振込者負担でお願いします。)</p> <p>申込先 (公社)福井県労働基準協会南越支部 〒915-0814 越前市中央2-5-1 TEL0778-22-6041 Fax 0778-22-1406</p> <p>振込口座 福井銀行 武生西支店 普通預金 0099441 名義:シャ)フクイケンロウドウキジュンキョウカインアンエツシブ</p>
留意事項	<p>(1) 納入された受講料は、欠講されても返還しません。やむを得ず受講できない場合は受講日の前日までに当支部へ連絡いただき、他の人が受講されても差し支えありません。</p> <p>(2) 講習を履修された方に「修了証」を交付しますので印鑑をお持ちください。</p>

新入者安全衛生教育受講申込書

受講票

注意事項

1. 本受講票を必ずお持ちください。
2. 受付は、講習開始時刻10分前までにすませてください。
3. 申込書に書かれた氏名、生年月日、住所に基づいて修了証を作成しますので略字を用いず楷書で正確に記入してください。
4. 講習を履修された方に「修了証」を交付しますから印鑑をお持ちください。



3201 33411

公益社団法人 福井県労働基準協会南越支部 TEL 0778-22-6041

日 時		会 場		
平成30年4月24日(火) 9:00~16:40		サンドーム福井 管理棟小ホール 越前市瓜生町5-1-1 TEL 0778-21-3106		
ふりがな	生年月日			
受講者氏名	平成・昭和			
	年 月 日			
受講者住所	郵便番号【 - 】			
勤務先	事業場名	加入支部	福井・南越・嶺南・奥越・加入無し	
	所在地	郵便番号【 - 】	会員加入について 1. 希望有り 2. 希望無し 3. 検討したい	
	申込担当者 職氏名	TEL	FAX	
受講料	会員	5, 4 1 6 円	非会員	7, 4 1 6 円
振込口座：福井銀行 武生西支店 普通預金 0099441 名 義：(シャ) フクイケンロウドウキジュンキョウカイナンエツシブ			受講番号	
上記のとおり申込みます。 平成 年 月 日 (公社) 福井県労働基準協会御中				

※本申込書による個人情報、当講習会の資料として使用し、本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

申込先 福井県労働基準協会南越支部 ファックス：0778-22-1406